

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議会改革推進に関する事務調査について（議会改革推進委員長報告）
- 第6 同意第2号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任について（町長提出）
- 第7 議案第24号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について（町長提出）
- 第8 議案第25号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第26号 北方町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第27号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について
（町長提出）
- 第11 議案第28号 物品売買契約の締結について（町長提出）
- 第12 議案第29号 物品売買契約の締結について（町長提出）
- 第13 議案第30号 物品売買契約の締結について（町長提出）
- 第14 議案第31号 工事請負契約の締結について（町長提出）
- 第15 議案第32号 工事請負契約の締結について（町長提出）
- 第16 議案第33号 工事請負契約の締結について（町長提出）
- 第17 議案第34号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについて
（町長提出）
- 第18 議案第35号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについて
（町長提出）
- 第19 協議第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について
（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

出席議員（9名）

1番	古野裕美子	2番	朝日智哉
3番	河村正通	4番	石井伸弘
6番	杉本真由美	7番	安藤哲雄
8番	鈴木浩之	9番	安藤浩孝

10番 井野勝巳

欠席議員 (なし)

欠員 (5番)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	木野村英俊	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	濱口晴美	住民保険課長	臼井誠
福祉子ども課長	北中龍一	健康推進課長	横田紀彦
都市環境課長	宮崎資啓	上下水道課長	木野村和明
教育総務課長	郷展子	学校教育課長	山路康代
会計室長	高崎健一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	平工峻也
議会書記	石崎啓明		

○議長（井野勝巳君） 皆さん、改めましておはようございます。

全員の御出席、御苦労さまでございます。

ただいまから令和6年第3回北方町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定において、議長において、3番 河村正通君及び4番 石井伸弘君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井野勝巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（小島伸也君） では、3月定例会以降の報告をさせていただきます。

3月21日、4月17日及び5月15日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、上水道事業会計、下水道事業会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認められなかった旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

5月22日に教育委員会所管の学びの多様化学校、放課後児童クラブ、保育園及びこども園の運用状況等について監査が行われました。

監査は、関係書類の提出、現地視察及び担当者からの説明を求めて監査したところ、おおむね適正に業務が行われていると認められました。また、今年度、教育委員会の業務が保育園も所管することになり、大幅に増えたと思われ、業務の遂行に支障が来されないか危惧されることから、

事務処理の軽減が図られるシステムの導入などを検討してはどうかという旨の意見が出されました。

次に、住民監査請求に基づく監査であります。

4月9日に町有地売却に対する住民監査請求が提出され、4月23日に受理、5月8日に請求人及び関係職員の陳述聴取を行い、それ以降も慎重に協議した結果、5月23日に請求を棄却するという決定となりました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

3月26日、臨時総会及び令和5年度第4回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

臨時総会では、欠員となっていた副会長に揖斐川町議長の久保為芳氏を選任し、公益団体会人岐阜県市町村振興協会の評議員に藤井宏之氏を選出しました。

また、評議員会では、定期総会や理事会など、令和6年度における年間事業計画や研修計画などが協議され、令和6年度の予算、歳入歳出を1,306万9,000円とすることについて、それぞれ原案どおり可決されました。そのほか、財政調整積立金の運用について、正・副議長研修会の講師について、今後の会議予定などが了承されました。

6月3日には臨時総会及び令和6年度第1回評議員会がOKBふれあい会館で開催されました。

臨時総会では、まず岐阜県町村議会議長会役員を選任が行われ、監事に養老郡養老町議長の北倉義博氏が選任されました。

臨時総会に続いて評議員会が行われ、町村議会正・副議長研修会の講師については、毎日新聞論説委員の人羅格氏に依頼することとし、10月までの会議予定が決定されました。

次に、配付物についてであります。

ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見の提出を求める陳情の写しを配付いたしました。

以上、報告しました会議等の資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。以上です。

○議長（井野勝巳君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

行政報告の前に少し御挨拶を申し上げたいと存じます。

令和6年第3回議会定例会を開催いたしましたところ、議員皆さんには、何かと御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年の北方まつりも好天に恵まれ、祭りのクライマックスでありますみこしの練り歩き

は大変大きなぎわいを見せ、歴史と伝統の重さを改めて痛感した次第であります。ただ、残念なことは、4自治会では今年もみこしを連ねることができませんでした。言うまでもなく、つり手の確保ができないのが理由であります。みこしをつる楽しさや爽快さは経験しないと分かりません。しかし、町内にみこしがいないため、つる機会やそのすべがない人は大勢いると思います。町内、町外、あるいは思い切って女性の解禁など、あらゆる角度からつり手の確保をしていただき、伝統あるみこしの練り歩きを絶やさないようにしてほしいと願っているところであります。

次に、5月19日に開催されました町民歩け歩け運動に今年も参加をすることができました。程よい天候の中、郡上八幡の風情ある城下町を散策しながら、皆さんと直接顔を合わせて交流を深められ、充実した1日を過ごせました。

私は常々、活気あるまちづくりは人と人のつながりを深めることが一番大切と考え、つながりという言葉キーワードにして施策を展開してきました。その観点からも、町民歩け歩け運動は、楽しく健康的に皆さんが交流できる場としてとてもいいイベントだと思っております。来年は参加人数を増やし、町民同士の交流の場として拡大していきたいと考えているところでございます。

次に、町民対話集会であります。今年は初めて休日開催やアンケートによる意向調査を行いました。結果としては、昨年の141人から174人と若干増えましたが、依然として住民の関心度は低いように思います。参加した方からは、多種にわたって多くの意見をいただきました。限られた予算をどのように使うか、またどの分野に力を入れるべきか、これは様々な意見があつてしるべきだと思っております。そして、社会情勢の変化、住民ニーズの変化など、行政はその時代の潮流を読み取り、適切かつ柔軟に施策に反映させることにあると考えております。

今回、能登半島地震が起きたことで、改めて防災、とりわけ水に関する大切さを痛感いたしました。当町におきましても、本来は上水道の耐震化を進めなければなりません。現実には量的に不可能と言わざるを得ない状況にあるわけであり。したがって、住民の安心を買う、その代替事業として、耐震性飲料貯水槽の設置を決意したところであります。残念ながら、一部住民に配布されたチラシをうのみにしたような狭量的な発言には、大変心外でありました。防災や減災事業は、将来にかけて万が一の不安を取り除く、その備えとする事業でありますから、必要か否か、無駄とかを問う次元がなく、これは論外だと思っております。したがって、これから、設置場所など事業を精査しつつ事を進めていきたいと思っておりますが、議会や住民の御賛同が得られないならば、これは強引に推し進めることも当然ながら毛頭考えてはおりません。

それでは、これより命により行政報告をさせていただきます。

まず自治法に定められた議会への報告事項、令和5年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和5年度北方町上水道事業会計繰越計算書、令和5年度上水道事業会計継続費繰越計算書の報告、及び行政報告で岐阜地域児童発達支援センター組合議会の報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

報告第1号 令和5年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用する繰越明許費については、別紙令

和5年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載のとおりで、内容につきましては、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム整備事業1,316万9,000円、同じく款3民生費、項2児童福祉費、事業名、解体工事等経費補助金4,125万円、款4衛生費、項1保健衛生費、事業名、新型コロナワクチン接種事業22万円を本年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり御報告を申し上げます。

次に、報告第2号 令和5年度北方町上水道事業会計繰越計算書の報告についてであります。

翌年度に繰り越して使用する建設改良費の繰越しについて、その内容につきましては、款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、配水管布設替事業374万円及び事業名、水源地電気設備更新事業594万円を本年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、別紙繰越計算書のとおり御報告申し上げます。

報告第3号は、令和5年度北方町上水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

内容につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額で、款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、小柳1丁目地内配水管布設替工事で、継続費の総額は5,700万円であります。予算残額2,280万円を本年度に繰越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

以上、報告をいたしましたそれぞれの事業につきましては、本年3月定例会におきまして議決をいただいた事業であります。したがって、事業の詳細につきましては省略をさせていただきます。

次に、令和6年第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会、通称ポッポの家の定例会が、過ぐる3月27日午後2時に岐阜市役所6階大会議室にて行われました。

提案された議案は3件であります。

第1号議案は、令和6年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算についてであります。

主な内容は、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ1億3,051万1,000円、一時借入金の高額を3,000万円と定めるもので、前年度より5,132万7,000円の減額となっております。

歳入の主なものでありますが、加入市町の運営負担金8,388万4,000円、給付費負担金等1,894万2,000円であります。ほかに、保険診療、利用者負担収入等で2,006万7,000円、繰越金508万7,000円となっております。

対しまして、歳出であります。総務一般管理費では1,338万9,000円、民生費施設管理費1億1,017万8,000円、減額の要因となっております公債費が5,905万7,000円減額の317万2,000円となっております。この要因は、前年度に5,730万円にて不動産の売却がされ、公債費に充てられたことによるものであります。

続きまして、議案第2号は、岐阜地域児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

児童福祉法の一部改正に伴い、関係条例の改正を行うものであります。

続いて、第3号議案は、監査委員選任の同意についてであります。

佐橋伸弘氏の退任に伴い、元岐阜市市長公室広報参与の奥田実氏が選任をされました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議会改革推進に関する事務調査について

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議会改革推進に関する事務調査についてを議題といたします。
議会改革推進委員長の報告を求めます。

河村正通君。

○議会改革推進委員長（河村正通君） それでは、委員会報告をさせていただきます。

議会改革推進に関する事務調査について。

上記調査について、令和6年3月8日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により次のとおり報告します。

1. 議会基本条例について。

本条例の運用状況を確認し、改善の要否を協議した。今後も継続して検討を続けていくことを確認しました。

2. 議会議員政治倫理要綱について。

地方自治法の改正に伴い、町からの請負に関する規制を緩和した。（年間300万円まで可とする。）それに合わせて、請負実績を公表する規定を新設しました。

第3条(7)にある「町が補助や助成をしている団体の長に就任しないこと」の規定を削除するかを協議した結果、協議の結果、削除はしないことといたしました。

以上、報告します。

○議長（井野勝巳君） 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長の報告のとおり了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり了承することに決定をいたしました。

日程第6 同意第2号

○議長（井野勝巳君） 日程第6、同意第2号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 同意第2号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現在、固定資産評価審査委員会で平成30年7月より委員をお願いしております浅井浩氏の任期、2回目となりますが、本年6月30日に任期満了となります。引き続き同氏を委員として選任したいと思っておりますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

浅井氏の経歴につきましては、お手元に配付をさせた別紙のとおりでございます。この経歴が示しますように、税務に関する専門的な知識と経験を有する学識経験者として適任であります。したがって、引き続き同氏を選任したいと思っておりますので、御同意いただけますようお願いいたします。

なお、任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間としております。よろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） これから質疑を行います。

ございませんか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 質疑、討論を省略します。

これから同意第2号を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 異議なしと認めます。したがって、同意第2号は同意することに決定をいたしました。

日程第7 議案第24号から日程第19 協議第1号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第7、議案第24号から日程第19、協議第1号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） それでは、順次御提案の説明をいたしたいと思っております。

まず、議案第24号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

北方町防災行政無線の通信施設名及び住所の変更等により、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第25号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国民健康保険税の税率等の改正を行うため、本条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、議案第26号 北方町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定についてであります。

学校体育館の空調設備の使用料を1時間当たり1,500円と設定し、徴収するために本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第27号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてであります。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第28号 物品売買契約の締結についてであります。

目的は、北方町消防団高屋班の消防ポンプ自動車を更新するために、車両総重量3.5トン未満の普通免許に対応した車両であります。これを整備しようとするものであります。

契約の方法は、指名競争入札を採用させていただきました。

その結果、契約の金額は2,513万5,000円で、契約の相手方は岐阜県岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 白井潔と契約をしようとするものであります。地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第29号 物品売買契約の締結についてであります。

庁舎内のペーパーレス化を推進するため、職員の業務用端末をタブレット化するため、タブレット端末及び周辺機器102台、ノートパソコン11台を整備しようとするものであります。

契約の方法は、指名競争入札を採用させていただきました。

その結果、契約の金額は2,893万円で、契約の相手方は岐阜県岐阜市吉野町6丁目6番地、トーテックアメニティ株式会社岐阜営業所、所長 西戸勇美と契約をしようとするもので、地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第30号 物品売買契約の締結についてであります。

契約の目的は、町立北学園・南学園における業務効率化のための高速カラー印刷機をそれぞれの学園に整備しようとするものであります。

契約の方法は、指名競争入札を採用させていただきました。

その結果、契約の金額は726万円で、契約の相手方は岐阜県大垣市上面2丁目44番地1、株式会社ジムブレーション西濃支店、支店長 井戸英明と契約をしようとするものであります。地方自治法第96条第1項第8号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第31号 工事請負契約の締結についてであります。

契約の目的は、北学園第1体育館に都市ガスタイプ及び発電機能付の空調機の設置を行い、災害発生時に都市ガス機能が回復するまでの間、最低限の機能を確保するため整備しようとするものであります。

請負契約の締結につきましては、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1

項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用させていただきました。

その結果、契約の金額は6,985万円で、契約の相手方につきましては、岐阜県瑞穂市本田735番地、株式会社不二産業、代表取締役 武藤永行と契約を行おうとするものであります。

続きまして、議案第32号 工事請負契約の締結について、議案第31号と同様、議会の議決に付すべき工事請負契約の議決をお願いするものであります。

工事の目的は、防災行政無線設備の安定した運営を行うための改修として、親局の設備、遠隔性制御装置、地図表示盤、直流電源装置等の更新を行うものであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用させていただきました。

その結果、契約の金額は6,029万4,300円で、契約の相手方につきましては、岐阜市藪田南1丁目5番1号、株式会社日立国際電気岐阜営業所、所長 田中慶二と契約を行おうとするものであります。

続きまして、議案第33号 工事請負契約の締結についてであります。議案第31、32号と同様に、議会の議決に付すべき工事請負契約の議決をお願いするものであります。

工事の目的につきましては、北学園、南学園の普通教室、特別教室、廊下及び諸室の灯具を消費電力の高い蛍光灯具からLED灯具に交換し、脱炭素及び省エネルギー化を図るものであります。

契約の方法は、一般競争入札を採用させていただきました。

その結果、契約の金額は7,150万円で、契約の相手方につきましては、岐阜市宇佐東町2番22号、株式会社中山電工、代表取締役 中山清文と契約を行おうとするものであります。

続きまして、議案第34号 令和6年度北方町一般会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,243万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億2,617万4,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

補正の内容につきましては、歳入の主なものであります。国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,056万2,000円等で、1億3,825万9,000円を増額します。

県支出金では、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業委託金15万7,000円を増額いたします。及び繰越金2,099万円、諸収入302万8,000円を増額を計上するものであります。

歳出の主なものであります。総務費では、アナログ規制の点検・見直し対応業務委託で、業務委託で363万円、物価高騰重点支援給付金事業で1億1,056万2,000円を増額します。

民生費では、介護予防プランの作成委託料205万5,000円などで、439万1,000円を増額いたします。

衛生費では、新型コロナワクチン予防接種委託費用で4,272万1,000円の増額をいたします。

消防費では、消防団員の退職報償金97万3,000円、教育費では、清流の国ぎふふるさと魅力体験事業負担金15万7,000円をそれぞれ増額計上いたしたところであります。

続きまして、議案第35号 令和6年度北方町下水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,020万円を追加して、歳入歳出予算の総額を10億4,188万1,000円とするものであります。

予算4条中の減債積立金2,640万円を減債積立金3,660万円に改め、資本的収入及び支出の予定額4億2,459万円に1,020万円を増額して4億3,479万円といたします。

支出につきましては、ふれあい水センター電気設備の修繕費用1,020万円ではありますが、交換部品の調達に相当程度の期間を要するため、債務負担行為による2か年継続事業として実施いたします。

なお、本年度は、契約から発注が主で、支払い義務は発生しない予定であります。また、限度額を720万としております。

続きまして、協議第1号であります岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもので、被保険者の資格に係る情報については、厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付等により被保険者に提供することになるため、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、これに伴い、規約の変更を行うものであります。

以上、慎重審議の上、適切な御決定がいただけますようよろしくお願いを申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（井野勝巳君） 鈴木君。

○8番（鈴木浩之君） ただいま町長から御提案説明いただきましたが、その中の議案第30号、町長の言われたのは落札額の726万という報告、提案でしたが、契約金額、高速カラー印刷機の契約ですが、798万6,000円ではないかと思いますので、確認の上、御訂正あればお願いいたします。

○議長（井野勝巳君） 町長。

○町長（戸部哲哉君） 御指摘のとおり、数字を言い間違えましたので、訂正をさせていただきます。

高速カラー印刷機の契約金額は798万6,000円でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（井野勝巳君） では、提案理由の説明が終わりました。

これらの案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにいたします。

○議長（井野勝巳君） お諮りをいたします。議案調査のため、明日6月5日から9日までの5日

間を休会することとし、本日はこれで散会をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、明日6月5日から9日までの5日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定をいたしました。

第2日は、6月10日午後1時30分から本会議を開くことにいたします。

本日はこれで散会をいたします。御苦労さまでございました。

散会 午前10時02分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年6月4日

議 長 井 野 勝 已

署 名 議 員 河 村 正 通

署 名 議 員 石 井 伸 弘

